

# 医療的ケア児 保育施設の利用について

※豊見城市就学前教育・保育施設における医療的ケア実施ガイドラインより抜粋

## 《受け入れの要件》

- ①教育・保育の必要性があり、主治医から保育所等の入所が可能と判断されていること
  - ②豊見城市発達支援保育審査会にて審議を経ていること
  - ③豊見城市民であること
  - ④病状や健康状態が安定していること
  - ⑤自宅で行っている医療的ケアが確立し、保護者による安定した医療的ケアが行われていること
  - ⑥必要に応じて主治医から医療的ケアに対する指導が受けられること
  - ⑦必要に応じて受診同行や面談等で、主治医との連携を図ることができること
  - ⑧保育所等での受け入れ体制(人員配置や施設環境)が整えられていること
- ※ 上記の要件を満たしている場合でも、こどもの状況や施設の状況によって、対応できない場合もあります

## 《医療的ケアの内容》

看護師等が保育所等で実施可能な医療的ケア

- 経管栄養 ●服薬管理 ●吸引 ●導尿 ●酸素療法(在宅酸素療法)
- 気管切開部の管理 ●吸入 ●人工呼吸器の管理
- インスリン注射(皮下注射の管理を含む) ●人工肛門(ストーマ)



- ※ 看護師等は医師の指示のもと、医療的ケアを実施します。  
看護師等…看護師、准看護師、保健師、助産師

## 《実施日・時間》

下記の範囲

実施日	平日(月～金)
時間	1日8時間

- ※ 具体的な保育時間や時間帯は面談等で保育所等との調整になります。  
 ※ 施設及び看護師等の状況に応じて、時間短縮となる場合もあります。  
 ※ 平日以外の日で、保育所等が行事等で必要とした日は保育を提供します。その場合、平日と振替えます。

## 《発達支援保育審査会について》

※医療的ケアを要する児については、発達支援保育審査会の審議を経る必要があります。

【内容】	医療的ケアの内容の確認と、看護師や加配保育者等の配置を認定します。
【開催時期】	年2～3回程度(9月、12月、2月頃) ※開催時期は年度により異なります。
【提出書類】	保育こども園課まで、お問い合わせください。

## 《入園に向けての前準備》

### ①まずは早めの相談を！！

- ・ 医療的ケア児の受け入れには、看護師等の配置や環境調整など、体制を整えるまで、調整に時間を要します。
- ・ 入園を検討する1～2年ほど前から、相談し、情報を集めましょう。
- ・ 心理士等が、入園に向けた相談に応じます。

### ②段階的に生活の場を広げよう 🏠

- ・ 訪問看護など、家族以外の医療的ケアに慣れておきましょう。
- ・ 保育施設を利用する前に、児童発達支援事業所など、「自宅以外」で「小さな集団」を経験し、無理なく広げていきましょう。
- ・ 本人の状態や医療的ケアの実施など、専門家との連携ができ、安心した利用につながります。

### ③入園前の見学をオススメします 🎵

- ・ 本人にとって過ごしやすい場所か？成長したあとも利用しやすいか？入園後の生活をイメージしながら見学できると、園選びの参考になります。  
例えば⇒階段や段差、スロープや多目的トイレの有無、通路やクラス内の広さなど

### ④希望する園は複数考えておく 🤔

- ・ 希望する保育施設への入所が難しい場合もあります。いくつか候補を考えておきましょう。

詳しくは下記へ問い合わせ  
豊見城市役所保育こども園課  
TEL:098-850-5088